

兵庫県立宝塚東高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の教育方針

本校は、他者への思いやりに満ちた言動をとれる社会人になるため、自尊感情や自己効力感を高め、知・徳・体の調和のとれた個性を育成し、それぞれの適性・能力に基づき、社会を支える人材を育成することをめざしており、その実現に向けては、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことが不可欠である。

そこで、いじめを許さない学校づくりの一環として、学校と生徒、保護者、地域、関係機関が連携した日常の指導体制を整備することで、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は宝塚市内にある県立高校4校のうち一番東、長尾山系の中腹の住宅街に設置された普通科高校であり、令和5年度に創立50周年を迎えた。本校生は9割以上が進学を希望しており、多くの生徒が良くあいさつし、校則を守り、部活動にも励んでいる。そうした生徒の一層の飛躍を目指し、校長のリーダーシップの下、自尊感情を高めるため、課外活動や特別活動の充実に向けた学校改革を進めている。

また、地域行事やボランティア活動への積極的な参加と交流を推進するとともに、教職員や生徒向けの講演会や相談等を通じて、地域自治会や関係機関との連携を図るなど、人・社会・将来とのつながりを実感させる教育を展開している。

こうした取組にあって、いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」を根幹とし、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応力の向上

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないため、早期発見のためのチェックリストを活用する。

別紙2 チェックリスト

かつ、小・中学校を通じての指導内容を教職員が共有し、一貫した指導体制を確立するための学校間連携を行う。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、「いじめ未然防止プログラム」の活用をはじめ、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。そのための包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などの充実、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

また、近年の「ネットいじめ」は集団的かつ匿名的に行われ、複雑化している。これらの対応として情報モラル教育の充実を図るとともに、タブレット、スマートフォン等の電子機器を持たせる際の保護者の責務においても周知を図る。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、教職員は速やかに情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾病を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、学校だけでは困難な事案については必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を活用し、専門的かつ多角的な支援を得る。

また、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

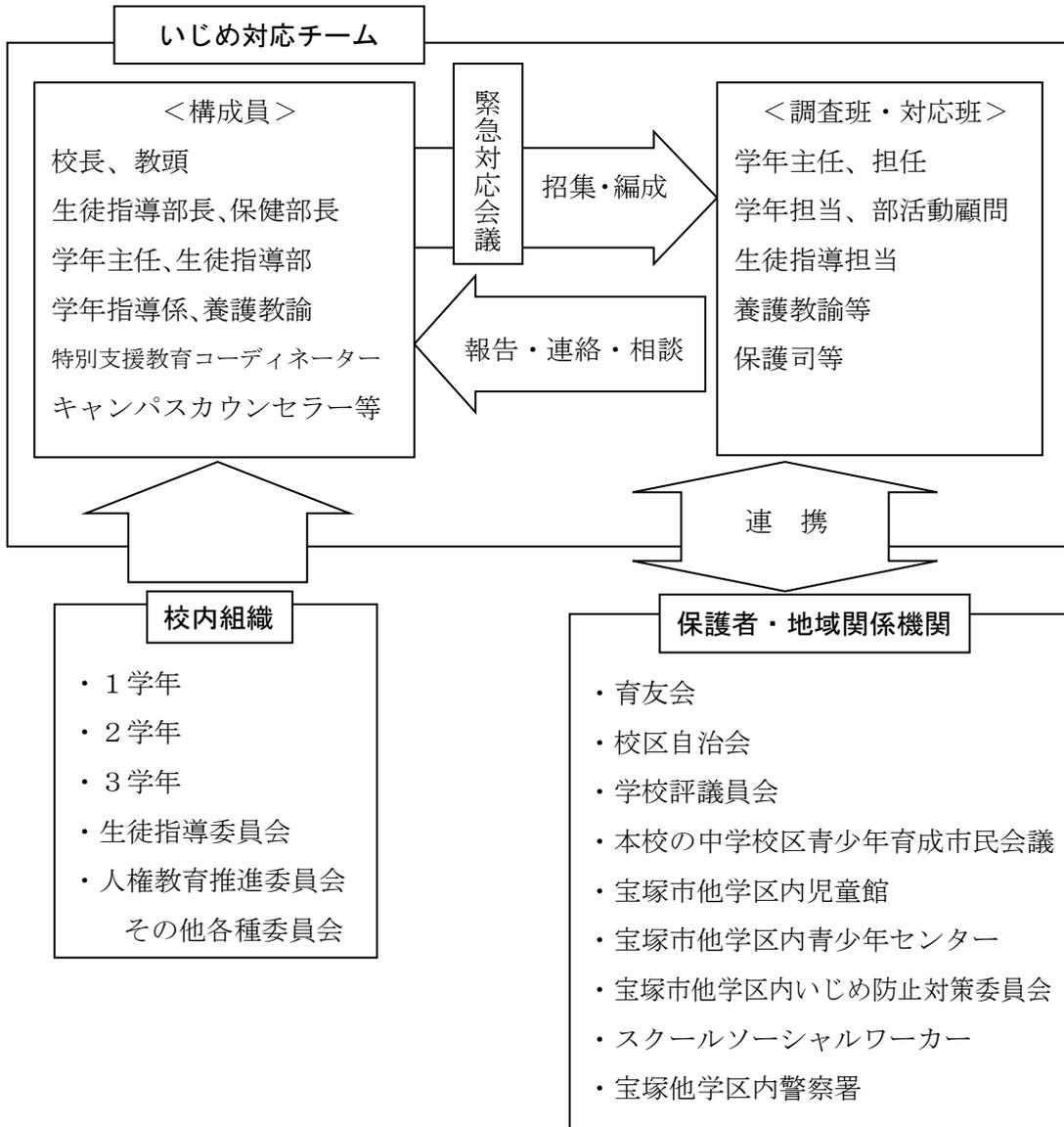
5 その他の事項

本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めている。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努め、生徒、保護者、地域住民などが確実に関わる体制をつくる。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能してい

るかについて、学校評価の項目に位置づけ、「いじめ対応チーム」を中心に定期的に点検・評価し、必要に応じて改善に努める。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。



※定例のいじめ対応チーム会議は、原則として学期に1回程度の開催が望まれる。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて柔軟に調査班や対応班等を編成し対応する。

※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う。対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する指導・支援を行う。

宝塚東高等学校のいじめ防止対策基本方針からの抜粋資料
いじめの早期発見の取り組みとして実効的に活用ください。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいこと。
教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないため、早期発見のためにチェックリストを活用してください。

気になることがあれば、生徒指導部までご連絡をお願いします。

いじめチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように何かをしている雰囲気がある
- 体を触る、叩く、蹴るふりをする。
- SNS上で特定の生徒の話題が拡散している。また、話題になっている。
- 簡単な用事を自分でせず他の子に依頼し、特定の生徒が用事をしている。

いじめられている子

日常の行動

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が衰退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除している

その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
- 持ち物や机、いす、下足ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごる

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ対応チームによる年間指導計画の作成	・指導部長講話	・生徒情報交換(職員)
		・中学校訪問	・面談週間(個人面談・全校)
		・キャリア教育講演会	
		・各クラスHR役員選出	
5	事案発生時、随時 ↓ ②緊急対応会議の開催	・人権教育推進委員会	
		・③警察講話(薬物乱用・SNS利用)	・「CoCoLo-34」調査
		・一斉身だしなみ指導	
6		・全校集会講話	
		・生徒理解のための研修(通級指導)	・保護者会(2・3年)
7		・ルールメイキングについて(職員研修)	・⑤いじめアンケート(第1回)
		・全校集会講話	・生活実態調査(第1回)
8		・憧華祭	・学校評議員会
		・指導部長講話	
		・性教育講演会	・保護者会(1年)
9		・特別支援教育委員会	
		・一斉身だしなみ指導	・⑥宝塚市内パトロール
10		・職員研修(カウンセリングマインド)	
		・指導部長講話	・面談週間(個人面談・全校)
11		・一斉身だしなみ指導	・「CoCoLo-34」調査
		・全校集会講話	
		・職員研修(特別支援教育)	・保護者会(2年)
12		・全校集会講話	・三者面談(2年)
		・人権HR(全学年)	・いじめアンケート(第2回)
		・ベップトーク講演会	・生活実態調査(第2回)
1		・特別支援教育委員会	
		・地域行事参加	・個人面談
		・職員研修(カウンセリングマインド)	
2		・指導部長講話	
		・一斉身だしなみ指導	
		・指導部長講話	
3		・一斉身だしなみ指導	
		・人権教育委員会	・学校評議員会
		・一斉身だしなみ指導	・いじめアンケート(第3回)
3		・特別支援教育委員会	・生活実態調査
			・「CoCoLo-34」調査
		・指導部長講話	
3		・学校保健委員会	
		・「いじめ対応プログラム」職員研修	
		・合格者招集時保護者向け「ネットトラブル・ネットいじめについて」	
3		・一斉身だしなみ指導	

キャンパスカウンセリング(毎月2〜3回)

- ①面談週間：午後からの授業の一部と放課後を面談にあて、生徒一人一人の抱える問題に向き合う。
- ②緊急対応会議：事案発生時にいじめ対応チームを召集し、問題解決に向け話し合う。
- ③警察講話：SNSによるトラブルや薬物の危険性などについて宝塚警察の方に話をしてもらう。
- ④一斉身だしなみ指導：朝の登校時に生徒の頭髪・服装を正す中で生徒の様子を観察する。
- ⑤いじめアンケート：原則的として学期に1回実施。いじめの実態を把握し、教職員で問題を共有、解決を図る ※必要に応じて、生活実態調査 及び「いじめチェックリスト」を実施する。
- ⑥宝塚市内パトロール：市民観光花火大会のパトロールを行う中で、地域・各学校と連携し、生徒の様子を観察する。

